

日本共産党中央委員会議長

宮本顕治様

私は東京電力人権裁判を闘っている一党員であります。神奈川県川崎南部地区委員会東電川崎火力支部に所属しています。五六才になります。東電闘争原告団の中では、副団長の任務をもっています。

私は東電闘争に対する中央委員会の指導について二度、意見を申し上げましたが、解決しないため、直接宮本議長に手紙をさし上げることとしました。

東電闘争は、日本共産党員と支持者に対し、賃金差別をはじめとする差別攻撃や「転向」強要、等十四の類型からなる、反共攻撃に対する反撃の闘いであります。

現在起こっている困った問題

来る八月八日東電原告団は第十六回総会を開催します。

東電闘争は、各都県に結成されている、支援共闘会議が

結集し、昨年五月中央連絡会議を結成し、この一年間の闘いは大きく前進して来ました。しかし、総会方針討議の中で基本的な点で、反対の方針が東京原告団から提出され、総会を直前にして困っているところです。又、原告団役員人事についても、この場に来て問題を提起して来ました。

二、「ゼッケン」の内容について東電闘争のゼッケンは「東京電力は憲法を守れ」「東京電力は人権侵害、不当差別をやめよ」というものであります。昨年十二月、第二次提訴として二十九名の仲間が一都三県の地方裁判所に提訴し闘いに立ち上りました。この闘いを機に新しくゼッケンを作ろうと言うことになり、原告団役員会で討議し、ゼッケンとノボリ（3種）を新たに作ることを決定し、現物もできあがりました。この時点で東京と群

馬の原告団から、ゼッケンの一面は「東京電力は思想差別をやめよ」と言うものであります。

この内容では運動をせばめるものであり、巾広い支持を得られない、これは政党運動だ、という理由でした。一たん役員会で全員一致で決められたことに対する意見であります。

東京の原告の発言では、東京の労働運動の実状が話されますが、労働組合の中で活動する日本共産党員が、日本共産党員にかけられた差別を思想差別として反撃できないとすれば反動勢力の思うツボだと思います。東電闘争の中で、日本共産党員である原告が「東京電力は思想差別をやめよ」と言うゼッケンをつけられないようでは、闘争勝利は実現できないと思います。

関西電力や中部電力の争議でも、思想差別であることを主張しております。これは当然のことと思います。

東電闘争については中央委員会が都委員会にその指導を委託していると聞いています(直接指導してほしいとの意見はすでに提出しています)日本共産党員の闘いにおいて、“思想差別”を訴えられないようでは、この闘争の意義に反し反共攻撃も実践できないと思います。

困った問題は他にもありますが、東電闘争を中央委員会が直接指導して下さることと八月八日に開催する原告団総会についても緊急な問題として指導して下さるよう申し上げるものであります。